令和元年度（平成３１年度）

医工連携研究開発推進事業（追加公募分）

公 募 要 領

令和元年７月２９日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

目　　次

１．事業の概要---------------------------------------------------1

２．申請資格-----------------------------------------------------２

３．申請手続-----------------------------------------------------３

４．申請上の留意点-----------------------------------------------４

５．審査---------------------------------------------------------５

６．研究成果-----------------------------------------------------６

７．補助事業者の義務---------------------------------------------６

医工連携研究開発推進事業公募要領

１．事業の概要

(１) 目的

大分県医療ロボット・機器産業協議会では、平成２２年に大分・宮崎と共同で策定した東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）に基づき、医療関連機器産業の一層の集積を目指しています。

　この構想の推進を図るため、会員企業のうち県内中小企業が、医療関連産業分野において自社技術を活用して医療関連機器の研究開発、実用化開発を実施し、新製品・新技術開発を図る取組を支援します。

(２) 実施方法

自社技術を活用して外部の機関と共同研究を実施する会員県内中小企業への医療、看護、介護、福祉機器開発にかかる経費補助を行います。

(３) 申請資格

本事業に応募するにあたっては、下記の資格を満たす必要があります。

・大分県医療ロボット・機器産業協議会の会員であること

・事業実施主体が県内中小企業であること（なお、大企業、県外企業との連携は可能）

・共同研究体には大学等研究機関、医療機関・福祉施設等及び医療関連機器製造販売企業のいずれか１つ以上を含むこと（共同研究体の相手方については県外でも構いません）

　・詳細は「２．申請資格」の項（３ページ）を参照してください。

(４) 補助率等

　　　・補助率　　　：補助対象経費の総額に対して２／３以内

　　　・補助金額　　：４００万円以内／件

(５）補助対象

　大学等研究機関、医療機関・福祉施設等及び医療関連機器製造販売企業の医療、看護、介護、福祉に関する技術シーズや知見を活用した医療関連機器の研究開発、実用化開発を対象とします。

(６) 事業の仕組み

大分県医療ロボット・機器産業協議会

補助金

*＊　　　内の事業者が*

会員である県内中小企業

事業実施主体

*補助対象経費総額の*

*2/3以上を担当*

連携

連携

連携

連携

医療機関・福祉施設等

医療関連機器製販企業等

大学等研究機関

県内中小企業者

*※委託は、大学等研究機関及び医療機関・福祉施設等に対してのみしか認められません。*

*（委託金額は、補助対象経費総額の１／２未満です）*

(７) 募集期間

令和元年８月１日（木）～令和元年９月１０日（火）１７：１５必着

(８）注意事項

　・申請書作成に係る費用及び審査会への出席に係る費用は応募者の負担になります。

　・応募いただいた書類は返却しません。

　　審査会開催予定日

　　　日時　令和元年９月２０日（金）１４時～１７時

場所　大分県庁舎　本館７階　７１会議室　※指定の時間に７２会議室で待機

　　　　　　（大分市大手町３丁目１番１号）

２．申請資格

　申請は以下の要件を満たした共同研究体の構成員たる県内中小企業のみが行えます。

　なお、補助対象経費総額の２／３以上を県内中小企業と大学等研究機関及び医療機関・福祉施設等が担当するようにしてください。

(１)共同研究体の構成員資格要件

　　①県内中小企業＜必須＞

ａ)大分県内に主たる事業所を有する中小企業の参画を必須とします。

ｂ)参画する中小企業は、研究に必要不可欠な研究分野を担うなど、主体性を持って本研究を推進するとともに、その成果・効用を利活用できることが必要です。

ｃ)県内中小企業のうち、共同研究体の中心となる１社が事業実施主体となり、補助金の申請主体となります。

※中小企業の範囲

Ａ：資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業（但し、注２を除く）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主たる事業として  営んでいる業種 | | 資本金基準  資本金の額又は  出資の総額 | 従業員基準  常時使用する  従業員の数 |
| 製造業,建設業,運輸業,その他 | | ３億円以下 | ３００人以下 |
| サービス業 | | ５千万円以下 | １００人以下 |
|  | ソフトウェア業又は情報処理サーヒ゛ス業 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 医業を主たる事業とする法人 | | － | ３００人以下 |

(注１)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注２)以下の項目に該当する中小企業を除く。（以下「みなし大企業」という）

・発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している法人

・発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している法人

②大学等研究機関、医療機関・福祉施設等及び医療関連機器製造販売企業＜必須＞

　事業趣旨より、大学等研究機関、医療機関・福祉施設等及び医療関連機器製造販売企業のいずれか１社以上の参画を必須とします。ここでいう大学等研究機関とは、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、公設試験研究機関、国立研究所(旧国立研究所であって独立行政法人を含む。)、独立行政法人国立高等専門学校機構、公益法人による研究所、第３セクターによる研究所のことをいいます。医療関連機器製造販売企業とは、医療、看護、介護、福祉の用に供する機械器具等の製造、販売等を行っている企業のことをいいます。大学等研究機関、医療機関・福祉施設等及び医療関連機器製造販売企業は県内外を問いません。

③総括研究代表者＜必須＞

　共同研究体には、総括研究代表者と副総括研究代表者を置くことが必要です。総括研究代表者は研究の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、研究事業に係る全責任を有する者とします。総括研究代表者もしくは副総括研究代表者のどちらかは、共同研究体に参画している県内中小企業の研究員に担当していただきます。（２名とも県内中小企業の研究員でも結構です）

(２)申請者

　事業実施主体（共同研究体の中心となる県内中小企業に限る）が応募してください。

３. 申請手続

(１)申請

①認定申請書様式

ａ)認定申請書様式は、医工連携研究開発推進事業実施要領よるものを使用してください。

ｂ)認定申請書の用紙の大きさはＡ４判縦でお願いします。

ｃ)記入は内容の正確を期すため、コンピュータなどを利用して判読し易い表示で作成してください。

ｄ)認定申請書は日本語で作成してください。

ｅ)書類は２穴パンチで左側に穴を開け、左上角をクリップで留めてください。  
（ステープラー等で綴じたり、製本等は行わないでください。）

このとき文字等が穴で読めなくならないようご注意下さい。

②必要書類

ａ)認定申請書　１部

ｂ)共同研究体構成メンバーの概要がわかるパンフレット等を添付してください。

ｃ)大学等研究機関の研究受託規定の写し又はこれらに準じるもの

ｄ)企業の場合、直近３カ年分の決算書類（損益計算書・貸借対照表）

③注意事項

ａ)提出書類に不備がある場合、審査対象とならないことがありますので、ご注意下さい。

ｂ)他の公的機関との採択等の重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマの申請を行っている場合若しくは過去に採択された場合は、認定申請書に必要事項を記入して下さい。

ｃ)不明な点があれば事前に相談などを行ってください。また、ＦＡＸ又はe-mailによる提出は受け付けられません。

(２)提出・問い合わせ先

　本公募に係る認定申請書の提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。

大分県医療ロボット・機器産業協議会　事務局 　担当：平山、小野

〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号

（大分県商工労働部新産業振興室内）

TEL：097-506-3269／FAX：097-506-1753

４．申請上の留意点

(１)補助金交付申請手続き

　　　採択された事業者には、「医工連携研究開発推進事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金交付申請の手続きを取っていただきます。

　なお、補助金交付申請を受けて協議会が行う交付決定以降に支出した経費のみが、補助金の交付対象となりますので、ご注意ください。

(２)補助金の支払い

本事業は原則として精算払いです。ただし、業務執行上、やむを得ない場合と認められる場合には、一部を概算払いにより支払うことも可能です。

(３)申請要件

申請にあたっては、以下の①～⑤のすべてを満たしている必要があります。また、申請にあたっては医療関連機器コーディネーターを積極的に活用してください。

①同一研究事業について他の公的機関から重複して資金交付を受けていないこと

②他者の知的所有権を侵害しないことを確認済みであること

③財産管理（実験機、試作機等の適切な管理）を行うこと

④財務能力（立て替え自己資金及び安定的な事業遂行が可能となる財務基盤）を有すること

⑤大分大学の医療機器開発ニーズ・シーズマッチングサイト［センスネットCENSNET］にシーズ登録が行われていること

　https://censnet.org/seeds/

(４)補助対象経費の範囲

補助対象経費は、事業の遂行に必要な経費であって、以下に示したものです。

補助事業を行うにあたり特別会計等の区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

事業実施主体が行う事業に限らず、他の共同研究者が行う事業についても補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は、事業実施主体であるため、大学等研究機関及び医療機関・福祉施設等に対する委託の他は、事業実施主体が直接支出する経費についてのみ補助対象となります。

採択した場合には、補助対象経費の総額に対して２／３以内（上限４００万円）の範囲内にて補助金の交付を行います。

Ⅰ．プラント・機械装置費

補助事業である研究の遂行に必要な設備(機械・装置)・物品等の調達（リース、レンタル等含む）に必要な経費です。

なお、凡用的な物品は原則として計上できません。また、「分析等機械装置」を購入する場合、取得価格が５０万円未満のものとします。ただし、当該事業の成果物に含まれる分析等機械装置については除きます。

Ⅱ．原材料費

補助事業である研究の遂行に直接使用する部品、原材料、消耗品等の購入に要する経費です。

Ⅲ．外注加工・分析費

補助事業である研究において、原材料等の加工、分析を外部に依頼する場合に要する経費です。ただし、開発要素のないものに限ります。

Ⅳ．旅費

補助事業である研究を遂行するために必要な旅費（宿泊費及び日当含む。）であって、補助事業者の旅費規程により算定された経費です。

技術指導者、講師等技術的な指導・助言を行う者が、補助事業である研究の遂行に必要な協力を行うための旅費であって、補助事業者の旅費規程により算定された経費です。

Ⅴ．謝金

技術指導者、講師等技術的な指導・助言を行う者に対する謝礼であって、補助事業である研究の遂行に必要な知識・情報・意見等の交換・検討・指導等を対象とします。

Ⅵ．事務庁費

補助事業である研究を遂行するための通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、知的財産出願料など、事務処理に係る経費です。

Ⅶ．委託費

委託費は、補助事業の一部について事業実施主体以外の研究共同体構成員（大学等研究機関及び医療機関・福祉施設等に限る）に委託するのに要した経費です。当該経費の算定に当たっては、Ⅰ～Ⅵに定める項目に従ってください。（補助対象経費総額の1／２以内）

(５)その他

採択になった案件は、プレス発表など必要に応じて研究の概要を公表します。

５．審査

(１)審査方法

外部有識者等で構成される審査会で、評価採点を行い、その結果を踏まえて採択案件を決定します。

審査手順は書類審査を経て、申請者から取り組もうとしている研究内容についてプレゼンテーションをしていただきます。

審査会は非公開で行い、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

　　審査会開催予定日

　　　日時　令和元年９月２０日（金）１４時～１７時

場所　大分県庁舎　本館７階　７１会議室　※指定の時間に７２会議室で待機

　　　　　　（大分市大手町３丁目１番１号）

(２)審査基準

　以下の点について評価採点を行います。なお、「働き方改革」への取組を積極的に行う申請者には審査時に加点を行います。

○研究内容

○事業化の可能性

○実施の確実性

○研究体制

〇働き方改革への取組

(３)審査結果

補助事業対象候補案件の決定後、申請者全員に対して、速やかに補助事業採択か否かの通知をします。

６．研究成果

(１)研究成果の公開普及活動

当該補助事業として認定を受けた場合には、企業名とテーマ名を大分県医療ロボット・機器産業協議会のホームページ等で公開させていただきます。

また、補助事業者には、新聞、業界機関誌、専門雑誌、インターネット、各種発表会等を通じて大分県及び大分県医療ロボット・機器産業協議会が行う補助事業の成果の公開普及活動に協力していただきます。また、各参加機関において独自に成果を発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が補助事業の結果得られたものであることを明示して頂きます。

ただし、知的所有権に関する部分の開示は、大分県医療ロボット・機器産業協議会と補助事業者の双方が協議し決定します。

７．補助事業者の義務

(１)事後調査等

交付年度終了後の５年間、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。

(２)証拠書類・購入物品の管理

　①補助事業に要した経費に関する証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、補助事業完了後５年間保管していただきます。

　②補助事業により取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。（他の用途への使用はできません）また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は協議会に納付（納付額は補助金額が限度です）しなければなりません。

※事業の実施にあたっては、「医工連携研究開発推進事業実施要領」及び 「医工連携研究開発推進事業費補助金交付要綱」等の規程に従わなければなりません。